

田野町事業者支援給付金交付要綱

	令和2年5月28日	田野町要綱第14号
一部改正	令和2年9月1日	田野町要綱第19号
一部改正	令和3年5月20日	田野町要綱第6号
一部改正	令和4年9月20日	田野町要綱第34号

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、事業所の存続が困難な事業者に対し、事業全般に広く使える、田野町事業者支援給付金（以下「給付金」という。）により支援することで事業の継続及び雇用の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 給付金 前条の目的を達するために、田野町内の事業者に交付される給付金をいう。

(2) 交付対象者 次の要件を全て満たす者。

ア 事業による事業収入(売上)があり、今後も事業を継続する意思がある全ての事業者。

イ 2019年(令和1年)の確定申告(所得税)又は住民税の申告のいずれかを行っていること。

ウ 個人事業主については、田野町に住民票登録がある者。

(給付金の交付)

第3条 町は、給付金交付対象者にこの要綱に定めるところにより、給付金を交付する。

(交付額)

第4条 前条の規定により給付金交付対象者に交付する給付金の額は、別表第1のとおりとする。

(交付申請)

第5条 給付金の交付申請期間は、令和4年10月1日から令和4年12月16日までとする。

2 申請者は、給付金の給付を受けようとするときは、交付申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

3 申請者が中小法人等の場合、前項の申請にあたっては、次の証拠書類等を提出しなければならない。

(1) 2019年(令和1年)1月から9月(以下「基準期間」という。)の属する事業年度の確定申告書別表1の控えの写し及び法人事業概況説明書の控えの写し

(2) 2022年(令和4年)1月から9月(以下「対象期間」という。)の月間事業収入がわかるもの(売上台帳、帳面その他の対象期間の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類

を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象期間の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。）

- (3) 法人名義の振込先口座の通帳の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

4 申請者が個人事業者等の場合、第2項の申請にあたっては、次の証拠書類等を提出しなければならない。

- (1) 2019年（令和1年）分の確定申告書第1表の控えの写し
- (2) 対象期間の月間事業収入がわかるもの
- (3) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- (4) 運転免許証などの本人確認書類の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

（宣誓・同意事項）

第6条 次の各号のいずれにも宣誓又は同意した者でなければ、給付金を給付しない。

- (1) 第2条の要件を満たしていること。
- (2) 前条の給付申請書の記載事項及び証拠書類等（以下「基本情報等」という。）に虚偽のないこと。
- (3) 関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。
- (4) 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、賄賂その他の刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない給付金を受け、又は受けようとするをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、給付金の返還等を行うこと。
- (5) 田野町暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に該当しないこと。

（不給付要件）

第7条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給付金を給付しない。

- (1) 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織若しくは団体
- (5) 前各号に掲げる者の他、本給付金の目的に照らして適当でないと町長が判断する者

（交付の決定及び通知）

第8条 町は、申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは、給付金

の交付を決定し、給付金を支払うことで通知に代えることとする。

なお、交付の対象者と認められない場合には給付金不交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知する。

（給付金の交付等に関する周知）

第9条 町長は、給付金交付の実施に当たり、給付金交付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、町長の定める方法により周知を行う。

（申請書の提出がなかった場合等の取扱い）

第10条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、給付金交付対象者から第5条で規定する期間内に第5条第2項の規定による申請が行われなかった場合は、給付金交付対象者が給付金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が交付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（給付金の返還）

第11条 給付金の決定を受けた者で、次のいずれかに該当するものは、給付金を返還しなければならない。

- （1）この要綱に定める給付要件を満たさないことが明らかになった者
- （2）虚偽の申請等により給付を受けた者

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第12条 給付金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年9月1日要綱第19号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年5月20日要綱第6号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年9月20日要綱第34号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

事業者区分	給付金交付基準（減少率）	給付額
法人事業者	<p>2022 年（令和 4 年）1 月から 9 月までの期間中連続する 3 ヶ月の間で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2019 年（令和 1 年）1 月から 9 月までの同 3 ヶ月間比で事業収入が 10%以上減少した期間が存在すること。</p> <p>比較する連続した 3 ヶ月は申請者が任意に選択するものとし、その差額分を給付するものとするが、その額に 1,000 円未満の端数がある場合は切り捨てる。</p>	<p>上限 400,000 円</p>
個人事業者	<p>2019 年（令和 1 年）10 月以降に創業した事業者については、2019 年（令和 1 年）10 月から 12 月までの事業収入を比較基準とする。また、それ以降に創業した事業者は創業後の 3 ヶ月間の事業収入を比較基準とする。</p>	<p>上限 200,000 円</p>